

令和4年度

奈良市内部統制評価報告書審査意見書

奈良市監査委員

奈 監 第 56 号
令和 5 年 8 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員	東 口 喜代一
同	中 本 勝
同	宮 池 明
同	内 藤 智 司

令和 4 年度奈良市内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 150 条第 5 項の規定により審査に付された、令和 4 年度奈良市内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおりその意見書を提出します。

令和4年度奈良市内部統制評価報告書審査意見書

目 次

1	審査対象	1
2	審査期間	1
3	審査の着眼点	1
4	審査方法	1
5	審査結果	1
6	附帯意見	3

令和4年度奈良市内部統制評価報告書審査意見書

1 審査対象

令和4年度奈良市内部統制評価報告書

2 審査期間

令和5年7月3日から同年8月18日まで

3 審査の着眼点

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、また、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたか。

4 審査方法

令和5年6月30日付けで提出された内部統制評価報告書及びその関係資料の査閲、照合等を行うとともに、関係職員への質問等を行う方法で実施した。

5 審査結果

(1) 評価手続の妥当性について

ア 全庁的な内部統制

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の別紙1「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」に準拠して作成された「全庁的なリスク対応策の整備及び運用に係る評価項目」に従い、28項目の点検、評価が行われていた。

当該点検作業を行うに当たっては、根拠となる条例、規則、計画、指針等を確認し、その運用状況も見た上で評価されていたことから、その手続は妥当なものであったと認められる。

イ 業務レベルの内部統制

対象課全てに対してリスクマネジメント報告書を作成させることで業務の自己点検を実施させ、その上で当該報告書の提出を受けて「業務レベルの内部統制の整備及び運用に係る評価項目」に従い、37項目の点検、評価が行われていた。

また、特に本年度においては「準公金の管理」及び「指定管理者の管理」をテーマに内部統制評価部局による外部モニタリング調査が実施され、個別に各業務

の抱えるリスクに対する対策の有効性が評価されていた。

以上のような手法を採ることにより、広範な市の業務をおおむね適正に評価できていたものと認められる。

(2) 重大な不備について

ア 重大な不備の判断の妥当性について

各課が日常的に実施する業務量は膨大であり、その中で発生する不備を漏れなく把握することは大変困難な作業と言える。このため、内部統制推進部局では、不備が発生した際に不備発生報告書を提出するよう各課に求めている。

本年度において報告された不備の発生は計 30 件であり、このうち「会計年度任用職員によるマイナンバーカードの窃取事案」の 1 件が、市の定める「内部統制の『重大な不備』の判断基準」に照らし、「市政に対する信用失墜の程度が甚だしいもの」として重大な不備に該当すると判断されている。

当該事案については、内部統制上の不備と言うより職員個人の倫理上の問題と捉えることも可能であり、また、被害額が少額な上、影響を受けた人数が少ないなどの側面を持っている。しかし、その行為が職務権限を利用し公務執行中に行われたものであることに鑑みれば、被害額が少額であることや影響を受けた人数が少ないことよりも、市政に対する信用失墜の程度が甚大であることを重視し、重大な不備に当たるとした内部統制評価部局の判断は妥当なものであったと認められる。

イ 重大な不備の是正状況について

所管課では、マイナンバーカードの窃取事案について、悪意ある者の行為を想定した対策が講じられていなかったことや、複数人によるチェックが行われていなかったことが、事案発生の原因であったと分析している。

これを踏まえ、所管課においては、保管ロッカーからの取出しや交付の際は複数人で確認作業を行うこと、所属職員全員を対象に情報セキュリティ研修を実施すること、保管場所に監視カメラを増設することなどの再発防止策が講じられている。

なお、今回、取り上げられたマイナンバーカードの窃取事案について、その発生の経緯を見てみると、同様の事案があらゆる課で発生するおそれがあると考えられる。したがって、今回の事案を所管課だけの問題として捉えるのではなく、全庁的な問題として認識し、二度と同様の事案が繰り返されないよう再発防止に取り組まれることを期待する。

6 附帯意見

以上のように、内部統制評価報告書を審査した結果、おおむね適正であったと判断したところであるが、より効率的で効果的な内部統制制度の運用に資するため、次のとおり意見を述べることとする。

(1) 内部統制の「重大な不備」の判断基準について

内部統制評価部局では重大な不備の判断を適切に行うため、その重大性を量る目安となる被害（損害）額や影響（被害）を受けた人数等に関する数値基準を設けている。このような基準の数値化は、恣意的な判断を防ぐために有効な手段と言え、その点で数値基準を設定したことは適切な判断であったと考える。

しかしながら、当該数値の設定に当たって参考とした二つの自治体はいずれも政令指定都市であり、人口、財政面で本市よりはるかに大きな規模の自治体である。

重大な不備の判断基準を設定するに当たり、必ずしも行政規模の大小にとらわれる必要はないとの考えもないではないが、より適切な判断基準についての検討は今後も継続して行われることを期待する。

(2) 内部統制制度に係る職員の意識向上について

内部統制推進部局では、既述の不備発生報告書の提出を徹底するため、その必要性の周知に努めている。

また、同推進部局では受動的に報告を待つだけでなく、独自に不備を把握した場合は、直接当該課に報告書の提出を求めているが、原則的には各課の自己申告により不備を把握している状況である。

このような把握方法は、自己申告を行う各課の判断に頼る部分が多いことから、報告書の提出が漏れなく行われるためには、各職員において内部統制制度の趣旨や目的が十分に理解され、また、具体的な手続等に関する認識が全庁的に共有化されていることが肝要と言える。その上で、それらの理念や方法論が日常業務を行う中でしっかりと意識されていることが必要不可欠であると考ええる。

以上のことを踏まえ、内部統制推進部局においては、職員の意識向上に資するために研修等の取組を継続して実施されたい。また、各職員においては本制度の重要性を再認識し、不備が発生した際には適切に報告書を提出するとともに、その他の制度上の課題に対しても自らの問題として主体的に取り組まれたい。

このような取組を通して、制度の更なる充実が図られることを期待する。

